

インボイス制度で変わる仕入税額控除

2023年10月以降
適格請求書発行事業者かの有無で
取扱いが変わります



売上高 110,000円 で同様に経費精算した場合…

適格事業者ではない事業者への費用支払いの場合

勘定科目	金額	勘定科目	金額
預金	110,000	売上	100,000
		仮受消費税等	10,000
費用科目 ※仮に合算	66,000	預金	66,000
仮払消費税等	0		

損益計算書		消費税納税額	
売上	100,000	仮受消費税等	10,000
費用	66,000	仮払消費税等	0
税前利益	34,000		
法人税等 ※税率30%と仮定	10,200	納付税額	10,000
税後利益	23,800		

納税額合計 法人税等 10,200円 + 消費税 10,000円 = **20,200円**

適格事業者への費用支払いの場合

勘定科目	金額	勘定科目	金額
預金	110,000	売上	100,000
		仮受消費税等	10,000
費用科目 ※仮に合算	60,000	預金	66,000
仮払消費税等	6,000		

損益計算書		消費税納税額	
売上	100,000	仮受消費税等	10,000
費用	60,000	仮払消費税等	6,000
税前利益	40,000		
法人税等 ※税率30%と仮定	12,000	納付税額	4,000
税後利益	28,000		

納税額合計 法人税等 12,000円 + 消費税 4,000円 = **16,000円**

※ 上記、各試算は、仕入税額控除が全額控除出来ない場合を前提とした計算になっています。

↑ 納税額に差が生じる ↓

急に控除が出来なくなるわけではなく、段階的に仕入税額控除が認められなくなっていくような設計がされています。80%控除・50%控除の期間を経て、最終的には、「2029年9月をもって仕入税額控除がゼロになる」とされています。

